

審 査 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-4)
根 拠 条 項 : 第7条第5項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第5条第9項、第10項、第4条第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :